令和4年4月1日 現在

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の 措置
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書施行	通達等原議[1年保存] 令 和〇年度(電子)	1年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書施行	通達等原議[3年保存] 令 和〇年度(電子)	3年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書施行	通達等原議[5年保存] 令 和〇年度(電子)	5年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書施行	通達等原議[10年保存] 令 和〇年度(電子)	10年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書施行	通達等原議[30年保存] 令 和〇年度(電子)	30年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	警察庁通達等[1年保存] 令和〇年度	1年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	警察庁通達等[3年保存] 令和〇年度	3年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	警察庁通達等[5年保存] 令和〇年度	5年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	警察庁通達等[10年保存] 令和〇年度	10年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	警察庁通達等[30年保存] 令和〇年度	30年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	中国四国管区警察局通達等 [1年保存] 令和〇年度	1年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	中国四国管区警察局通達等 [3年保存] 令和〇年度	3年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	中国四国管区警察局通達等 [5年保存] 令和〇年度	5年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	中国四国管区警察局通達等 [10年保存] 令和〇年度	10年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書収受	中国四国管区警察局通達等 [30年保存] 令和〇年度	30年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)	0	文書管理	文書施行	発議簿 令和〇年(電子)	30年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の 措置
文書の管理等に 関する事項(第20)	0	文書管理	文書収受	収受件名簿 令和〇年(電子)	5年	廃棄
文書の管理等に 関する事項(第20)		文書管理	文書管理	標準文書保存期間基準	常用(無期限)	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	超過勤務等命令簿 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	早出遅出勤務申請書 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	特殊勤務実績簿·整理簿 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	休暇簿 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	テレワーク申請書 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	同意書 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	テレワーク実施期間の変更 届 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	週休日の振替・4時間の勤 務時間の割振り変更簿 令 和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	代休日指定簿 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	勤務時間管理員指名簿 令 和〇年度(電子)	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	出勤簿 令和〇年	5年	廃棄
勤務時間に関すること		勤務時間	勤務時間管理	育児時間承認請求書 令和〇年	5年	廃棄
予算及び決算に 関する事項(第14)		物品管理	帳簿	物品供用簿 令和〇年度	5年	廃棄
予算及び決算に 関する事項(第14)		物品管理	帳簿	物品使用書 令和〇年度	5年	廃棄
予算及び決算に 関する事項(第14)		物品管理	帳簿	物品点検結果報告書 令和 〇年度	1年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の 措置
業務管理に関する事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 媒体利用管理者指名簿(電子)	5年	廃棄
業務管理に関する事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 外部記録媒 体管理簿【保管記録】(電子)	5年	廃棄
業務管理に関する事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 外部記録媒 体管理簿【利用記録】(電子)	5年	廃棄
業務管理に関する事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 所属管理端末管理簿(電子)	5年	廃棄
業務管理に関する事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 セキュリティワイヤー鍵利用管理簿(電子)	1年	廃棄
業務管理に関する事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 外部記録媒 体·端末等持出簿(電子)	5年	廃棄
業務管理に関する 事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 暗号化ソフト 利用申請書	1年	廃棄
業務管理に関する 事項		業務管理	情報通信	令和〇年度 システム・ネットワーク管理担当者指名簿 (電子)	5年	廃棄
業務管理に関する 事項		業務管理	情報通信	令和〇年度 管理者権限が 設定できる各ソフトウェアの 管理者権限保有者名簿(電子)	5年	廃棄
業務管理に関する 事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 異動期にお ける点検報告書(電子)	1年	廃棄
業務管理に関する 事項		業務管理	情報通信	令和〇〇年度 管理者パス ワード変更記録簿(電子)	5年	廃棄
業務管理に関する 事項		業務管理	車両管理	酒気帯び確認記録表 令和 〇年度(電子)	1年	廃棄
行政機関個人情 報保護法の運用 に関する事項		個人情報保護	情報管理	保有個人情報管理簿	常用(無期限)	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	管理台帳	専用回線管理台帳	常用(無期限)	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	管理台帳	専用回線以外回線管理台帳	常用(無期限)	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	管理台帳	緊急通報用回線管理台帳	常用(無期限)	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	管理台帳	利用休止回線管理台帳	常用(無期限)	廃棄

東西	₩ 7⁄5	ᆂᄭᆓ	土八 郷	小八年/コーノルタ)の何	/D /= #088	保存期間満了後の
事項 ————————————————————————————————————	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	措置
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	計画	令和〇年度 事業用電気通信設備計画書	1年	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	計画	令和〇年度 事業用電気通信設備計画概要書	1年	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	実施命令	令和〇年度 事業用電気通 信設備新増設及び変更命令	1年	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	申込	令和〇年度 専用サービス 申込書(電子)	5年	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	申込	令和〇年度 電話サービス 等申込書(電子)	5年	廃棄
警察通信施設の 電気事業者回線 に関する事項		回線管理	承諾	令和〇年度 専用サービス 承諾書	5年	廃棄
警察通信施設の 電波に関する事項		電波管理	承認状	無線局承認状(〇〇局)	常用(無期限)	廃棄
警察通信施設の 電波に関する事項		電波管理	技術基準適合証明 書	技術基準適合証明書	常用(無期限)	廃棄
警察通信施設の 電波に関する事項		電波管理	申請書類	無線局申請書副本(〇〇局)	常用(無期限)	廃棄
工事仕様に関する 事項		工事の成果物	完成図書	令和〇年度 (工事名)完成 図書	不定(未定) (当該施設廃止後1 年)	廃棄
工事仕様に関する 事項		工事書類	施工管理書類	令和〇年度 (工事名·役務 名·調達名)管理簿	5年	廃棄
工事仕様に関する 事項		工事仕様	設計図書	令和〇年度 (工事名)仕様 書	5年	廃棄
警察通信施設の 管理に関する事項		施設	管理台帳	(施設・システム名)施設管 理台帳	常用(無期限)	廃棄
建築申請事務手続きに関する事項		施設整備	建築申請	令和〇年度 計画通知書 (建物又は工作物の名称)	5年	廃棄
道路使用に関する 事項		施設	占用・協議	占用申請·協議書	常用(無期限)	廃棄
警察通信施設の 新設及び改修に 関する事項		施設整備	工事	令和〇年度 工事完了報告 書	1年	廃棄
警察通信施設の 新設及び改修に 関する事項		施設整備	工事	令和〇年度 工事命令	1年	廃棄

事項	業務	大分類	中分類	小分類(ファイル名)の例	保存期間	保存期間満了後の 措置
警察通信施設の 新設及び改修に 関する事項		施設整備	工事計画	令和〇年度工事(維持)計画 書及び令和〇年度工事(維 持)計画概要書	1年	廃棄
設計委託に関する 事項		設計委託の成 果物	設計図書	令和〇年度 (委託名)設計 図書	不定(未定) (当該施設廃止後1 年)	廃棄
職員の保健及び 安全保持に関する 事項		福利厚生	健康・安全管理	ピアサポーター指名簿	常用(無期限)	廃棄

借叏

- 1 保存期間の設定に際しては、警察庁における行政文書の管理に関する訓令(平成23年警察庁訓令第9号)第13条第4項 (歴史公文書等)及び第5項(意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書)に該 当するものを除き、次の類型に該当する文書その他文書管理者が1年以上の保存を要しないと判断する文書については、 保存期間を1年未満とすることができる。
- (1) 正本が別に管理されている行政文書の写し
- (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
- (3) 出版物や公表物を編集した文書
- (4) 警察庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
- (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
- (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- 2 前項の規定により1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含むなど、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。
- ※ 事項欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたどの「事項」に該当するかを記載する。 (なお、別表第1に示された「事項」に該当しない場合は、行政文書ファイルが作成される業務の内容を簡記すること。)
- ※ 業務欄には、警察庁における行政文書の管理に関する訓令別表第1に示されたどの「業務」に該当するか番号を記載する。(なお、別表第1において「業務」欄が区分されていない場合で、同表の定める保存期間が適用されるものについては「〇」印を記載し、適用されないものについては空欄とすること。)